

高等学校等通学費補助制度のお知らせ

※ このお知らせは、令和4年度に16・17・18歳になられる方の保護者の皆様に対してお送りしています（ご不要な方は、申請手続きの必要はありません）。

1. 高等学校等通学費補助制度とは

1-1 【制度概要】

この制度は、町内に住所を有し、高等学校等に通学している生徒^{※1}がいる家庭の負担を軽減するため、通学費の一部を補助するものです。

3か月通学定期代を基準^{※2}として、各保護者に一定額の負担^{※3}をしていただき、その差額が補助対象となります。

また、令和元年10月より“バス・電車共通定期券”を導入しています。

この共通定期券は「3か月通学定期券」で、箱根登山バスの3か月定期券に[ケース②]に記載されている箱根登山鉄道分定期券の保護者負担額を上乗せした金額で、「バス・電車のどちらも利用できる定期券」になります。

※1 中学校卒業後に、高等学校や専門学校等に通学している場合のみ、対象となります。高校卒業後、各種学校への通学する場合は対象外となります。

※2 対象となる通学区間において、最も経済的な通常の経路および方法により通学した場合の通学定期代を補助します。このため、対象となる通学区間の3か月通学定期代と実際に購入した通学定期代とを比較し、購入額が安価な方が補助対象となります。

(例)・1か月通学定期券を3か月分購入した場合、3か月通学定期代が補助対象。

・6か月通学定期券を購入した場合、6か月通学定期代の半額（3か月分）が補助対象。

・1か月通学定期代と回数券を購入した場合、3か月通学定期代と比較し、安価な方が補助対象。

※3 保護者負担額については、四半期ごとにつき「18,000円（年間72,000円）」です。

ただし、同一世帯から2人以上の生徒が高等学校等に通学する家庭の場合、2人目以降の生徒に係る保護者負担額は、「10,000円（年間40,000円）」です。

1-2 【対象となる通学区間】

住所地に一番近いバス停または駅からJR小田原駅、強羅駅またはJR三島駅もしくはJR御殿場駅[※]までの区間です。

※ JR三島駅及び御殿場駅までの通学で補助対象となるのは、JR小田原駅を経由せず通学する場合です。

1-3 【対象となる交通機関】

町内の定期運行バス及び箱根登山鉄道です。

2. 補助金の申請方法等について

2-1 【補助対象及び申請方法の確認】

下図により、補助対象かどうか、補助対象の場合、申請方法はどうかを確認してください。

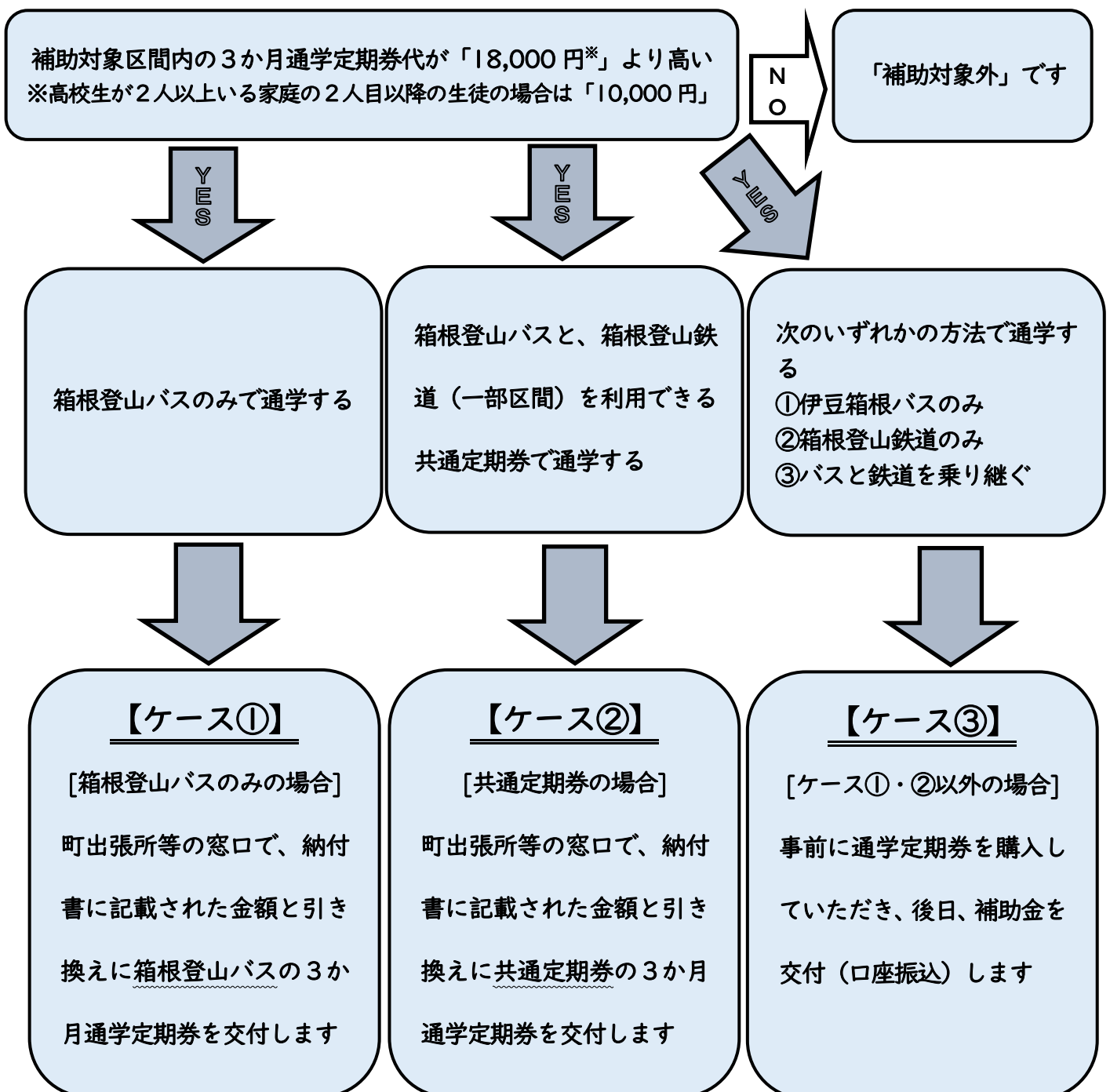
申請の方法は、補助対象区間内を【ケース①】箱根登山バスのみを利用する方と、【ケース②】共通定期券（箱根登山バス・箱根登山鉄道の両方）を利用する方、【ケース③】そうでない方によって、異なります。

【ケース①】 箱根登山バスの「3か月通学定期券」を購入する方

【ケース②】 共通定期券（箱根登山バス・箱根登山鉄道の両方）の「3か月通学定期券」を購入する方

【ケース③】 箱根登山バス以外の交通機関を利用する方（例：箱根登山鉄道のみ、伊豆箱根バスのみ）

※紛失した場合は、どのケースについても全額自己負担になります。



【参考例：ケース①（箱根登山バスのみを利用する方）、ケース③（ケース①・②以外の方）】

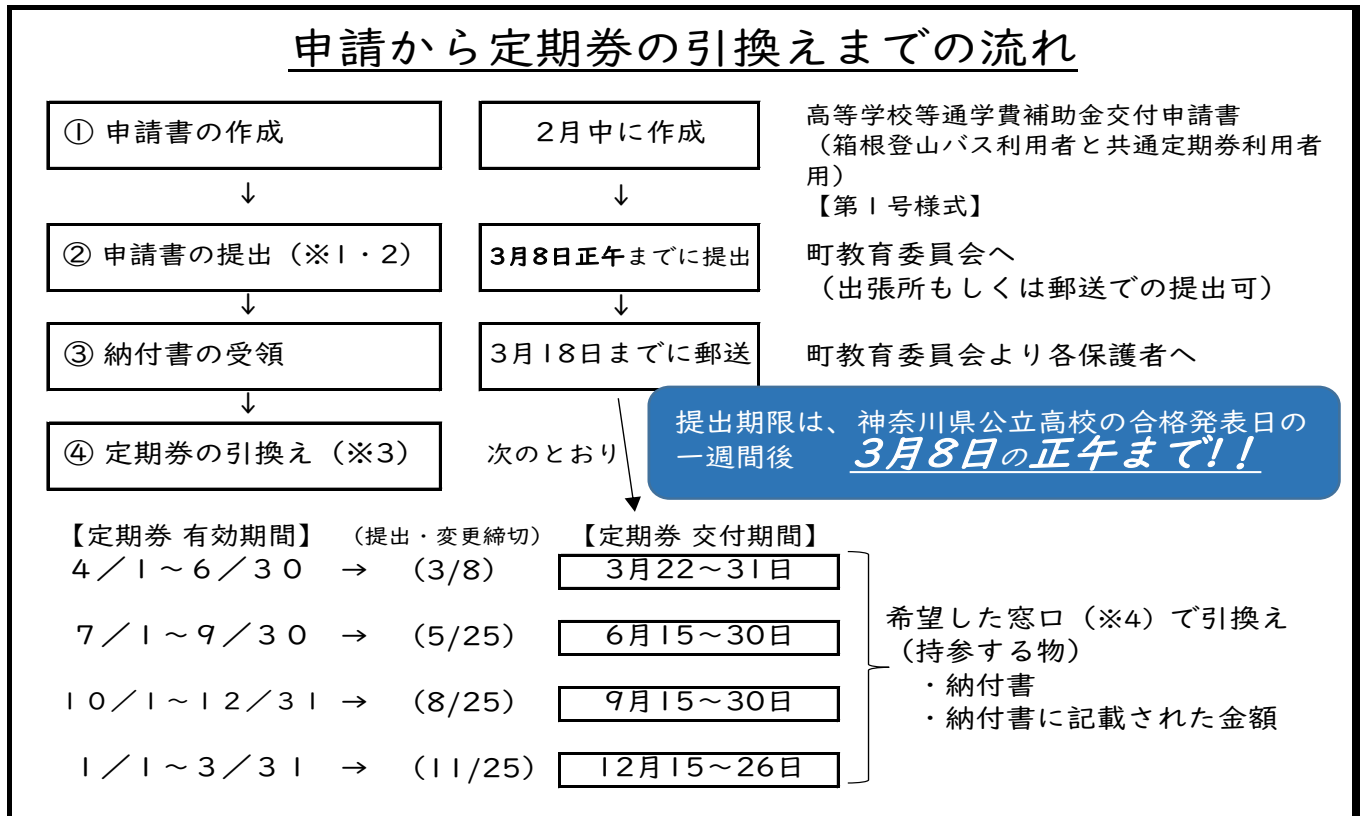
申請方法	番号	①補助対象区間 T…電車 B…バス		②3 か月 定期券 金額	③ ②の町補助金額	
		起点 (お住まい最寄)	終点		1…町の補助金額1人目 (保護者負担額は18,000円)	2…町の補助金2人目以降 (保護者負担額は10,000円)
ケース① (箱根登山 バスのみ)	1	B宮城野	B小田原駅	70,790円	1 52,790円 2 60,790円	
	2	B仙石案内所前	B小田原駅	76,610円	1 58,610円 2 66,610円	
	3	B仙石案内所前	B強羅駅	35,910円	1 17,910円 2 25,910円	
	4	B猿の茶屋～ 箱根町港	B小田原駅	73,530円～ 82,420円	1 55,530円～64,420円 2 63,530円～72,420円	
※提出期限 を過ぎた場 合は、 ケース③で 申請するこ とができます。	5	T箱根湯本	T小田原	17,670円	2 7,670円 ※2人目以降の 場合のみ対象。	
	6	T塔ノ沢～強羅	T小田原	20,210円～ 37,880円	1 2,210円～19,880円 2 10,210円～27,880円	
ケース③ (箱根登山 鉄道のみ)	7	B奥湯本入口～ 上畑宿	T小田原	41,270円～ 58,710円	1 23,270円～40,710円 2 31,270円～48,710円	
		(B箱根湯本駅/T箱根湯本 経由)				

【参考例：ケース②（共通定期券（箱根登山バス・箱根登山鉄道の両方）を利用する方）】

番号	補助対象区間 T…電車 B…バス		保護者負担額 (3か月)	
	起点 (お住まい最寄)	終点	1…保護者負担額1人目	2…保護者負担額2人目以降
8	B宮ノ下駅など	B小田原駅	1 18,000円+5,745円=23,745円	
	T宮ノ下	T小田原	2 10,000円+5,745円=15,745円	
9	B小涌谷駅～箱根町港	B小田原駅	1 18,000円+5,895円=23,895円	
	T小涌谷	T小田原	2 10,000円+5,895円=15,895円	
10	B宮城野・仙石案内所前など	B小田原駅	1 18,000円+6,315円=24,315円	
	T強羅	T小田原	2 10,000円+6,315円=16,315円	

※ケース①②の場合、バス終点「小田原東高校前」までの定期券を発行することができますが、バス終点「小田原駅」までの定期券との差額について、保護者負担となりますのでご注意ください。
※参考例にない区間については、「4 問い合わせ先」まで問い合わせてください。

【 ケース① 】 箱根登山バスのみを利用する方



注意事項

- ※1 申請書は「毎年1回・1人につき1枚の提出」が必要ですので、必要枚数分を記入の上、提出してください(例：高校生2人兄弟の場合、2枚の提出)。
なお、様式は箱根町ホームページ(<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>)→申請書ダウンロード→学校教育課より入手が可能です。
- ※2 当初の申請内容に変更が無い場合は、第2四半期(7月)以降、申請書を提出する必要はありません。
- ※3 通学定期券を交付期間内にお受け取りいただけない場合は、速やかに教育委員会において定期券を回収の上、箱根登山バスに返却しますのでご承知おきください。
- ※4 各窓口の受付時間
・ 各出張所 → 平日の8:30~17:15
・ 仙石原文化センター → 土・日の8:30~17:15 (平日は仙石原出張所にて対応)
・ 教育委員会 (郷土資料館内) → 平日の8:30~17:15
・ 社会教育センター → 8:30~17:15 (月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、その翌日についても休館。)
- ※5 旧 通学定期券(直前まで使用していたものは、有効期間終了後、箱根登山バスに乗車した際、運転手に返却してください。
- ※6 転出等の理由で通学定期券が必要なくなった、または通学定期券の変更が必要となった場合、速やかに「4 問い合わせ先」へ連絡してください。
- ※7 通学定期券の有効期間内に定期券を教育委員会へ返却した場合、保護者負担額の返金はありません。

【ケース②】 共通定期券（箱根登山バス・箱根登山鉄道の両方）を利用する方

「申請から定期券の引換えまでの流れ」と注意事項は、【ケース①】と同様になります。

共通定期券の保護者負担額については、四半期ごとにつき「18,000円（年間72,000円）」に表1の太枠内の保護者負担額ⁱⁱを上乗せした金額です。

ただし、同一世帯から2人以上の生徒が高等学校等に通学する家庭の場合、2人目以降の生徒に係る保護者負担額は、「10,000円（年間40,000円）」に表1の太枠内の保護者負担額を上乗せした金額です。

（従来の保護者負担額ⁱ） + （表1の保護者負担額ⁱⁱ） = （共通定期券利用時の保護者負担額）

例：バスは仙石案内所前から、電車は強羅から利用する場合

※共通定期券対象区間は **住所地から一番近いバス停・駅** が対象です。

i：仙石案内所前～小田原駅 3か月 18,000円

ii：強 羅～小田原駅 3か月 6,315円

18,000円 + 6,315円 = 24,315円（年間97,260円）

表1 共通定期券における箱根登山鉄道分定期券の金額等の表（3か月定期）

※実績を基に作成しています。

補助対象区間			箱根登山鉄道の 通常定期券金額 ①	共通定期券金額 (通常定期券①の 1/3) ②	町補助額 (共通定期券②の 1/2)	保護者負担額 ①の1/6
バス起点	電車起点	終点				
宮ノ下	宮ノ下	～小田原	32,840円	10,950円	5,475円	5,475円
小涌谷駅	小涌谷		35,370円	11,790円	5,895円	5,895円
猿の茶屋						
宮城野	強羅		37,880円	12,630円	6,315円	6,315円
仙石原案内所前						
仙石高原						

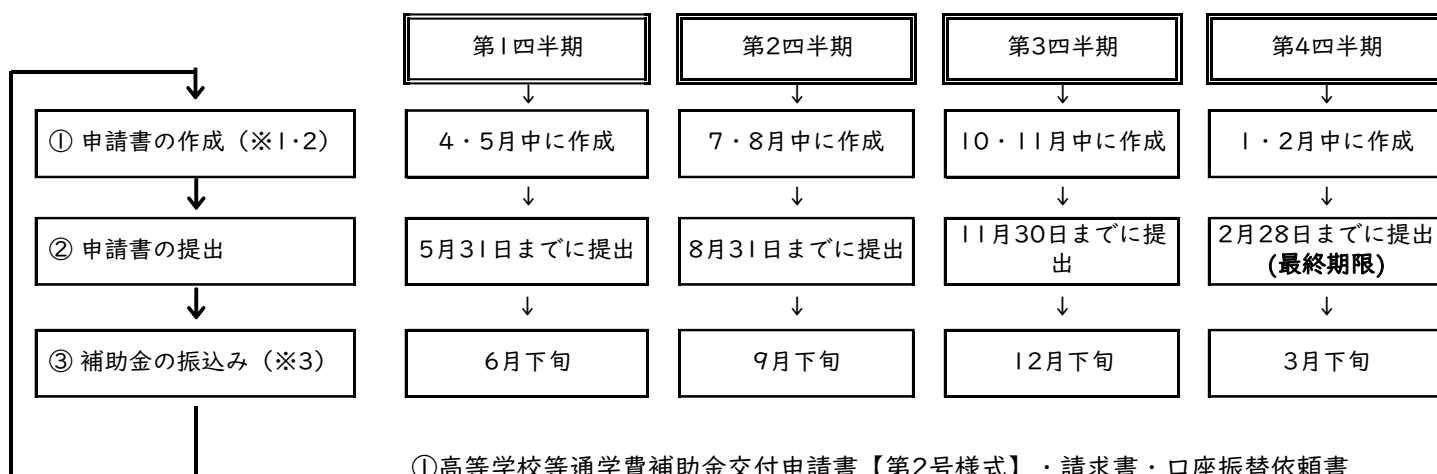
※ 共通定期券の料金は、箱根登山鉄道のご協力により、通常定期券の料金の1/3の金額となり、このうち1/2を町が補助しますので、保護者負担は通常定期券の料金の1/6の金額となります。

※ 表1については、一例となりますので、共通定期券の申請を希望される方は、「4 問い合わせ先」まで連絡してください。

※共通定期は紛失した場合、箱根登山バスに連絡しても再発行はできません。

【ケース③】 ケース①と②以外の方

申請から補助金交付までの流れ



① 高等学校等通学費補助金交付申請書【第2号様式】・請求書・口座振替依頼書

② 町教育委員会へ（出張所もしくは郵送での提出可）

③ 各保護者の口座へ振り込み

注意事項

- ※1 申請書と請求書は「年4回の提出」が必要ですので、あらかじめ4枚コピーしてから記入の上、提出してください。
 なお、様式は箱根町ホームページ(<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>)→申請書ダウンロード→学校教育課より入手が可能です。
- ※2 通学定期券を購入した場合、通学定期券の写しの添付が必須です。
回数券を購入した場合、「回数券自体の写し」は添付資料として認めておりませんので、購入時に、必ず、交通機関より「領収書」もしくは「購入証明書」を受領し、その原本を添付してください。
- ※3 四半期ごとの提出期限を過ぎて提出された場合は、次の四半期分の補助金の振込時期に併せて、お振込みとなります。
 なお、提出の最終期限は令和5年2月28日です。

3. 書類記入時の注意事項

- 各書類は、黒色のボールペン等で記入し、印鑑を押してください（鉛筆や消えるボールペンでの記入、シャチハタの押印は不可）。
- 申請書と請求書の日付欄に日付は記入しないでください。

4. 問い合わせ先

箱根町教育委員会 学校教育課 学校教育係
 住 所 〒250-0311 箱根町湯本 266 番地
 TEL 85-7600
 FAX 85-7200
 メールアドレス gakkou@town.hakone.kanagawa.jp